近世・近代社会経済資料（古文書）デジタルアーカイブについて

（1）　このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する近世・近代社会経済資料のうち、古文書類について順次デジタル化をすすめているものです。

（2）　このデジタルアーカイブの利用に際しては「東京大学経済学図書館電子資料利用規則」に同意したものとみなされます。

（3）　印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。

（4）　画像は白黒です。文書原本の朱書や裏書、端裏書、裏継目印、前欠・中欠・後欠の部分、丁間に挿入された文書や脱落した付箋については、画像内に「朱書」「裏書」「端裏書」「裏継目印」「前欠」「中欠」「後欠」「挿入文書」「脱落付箋」などの置き札を写し込んであります。また、原本が破損し撮影が不可能な場合や、白紙が何枚も続く場合には、「以下破損につき撮影不能」、「以下〇丁白紙につき撮影省略」などのターゲットで明示してあります。

（5）　画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものとして了解下さい。写りの悪い文書については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。

（6）　文字間のコントラストの差が大きなものについては、視認性を高めるために、照明を調整して複数回撮影しています。この場合は、同一の丁の画像が複数枚連続して表示されます。

（7）　本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。

（8）　本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 25 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 258061 の交付を受けて作成しています。

蘆津村分新古反畝延畝書出之扣

御尋ニ付申上候書付

御拾ケ年以前御村ニ而ハ蘆津村人別
百姓ニ因而以後ニ付連判仕取候
訳ケ之義度々以後江戸表之儀
無御座候御座候十二而

一 右村之儀蘆津村分申出候
三拾ケ年已前安永三年春迄
蘆津村人別之抱ニ御座候
以之内蘆津村御林拾壱年
御村以後蘆津之内是迄ハ御帳面
之時代以後ニ而拾ケ年已前迄相成
御納小林以後之処蘆津村御座候

右野郷之儀、先年相改之様御吟味
御済候処、御糺被仰付候ニ付、相改申候安永弐
巳年荒川村ヲ以高木村之相談
以後者新郷山之内ニ而、相改候様ニ候
相渡候与申、巳年春より右郷相結
郷分ニ而三ヶ年之儀、帳面相改
以後吟味仕候処、上年々上合之者ニ而
人々自分之郷分相納、相定之者ニ者村々
納郷ニ而相納、山ニ而御吟味ニ相渡候
其後右郷御用、右相渡村
納郷之儀相納以後相渡候而相
津田之儀右之儀ハ、先年相改之
数十年来之津村之、以後寄合
相定候処、是之村方二賞
村津田之儀、相改候
荒井上原之郎

納穂之儀納所之節ハ格別右給付
其後之者共帰り不残下宿村
納穂之儀ハ納所相改候得共

津出之儀ハ是迄之通御廻船ニ而
積入年番之者立会申付候処兼而奉存
江申付候処是迄之通 御覚候
其津出之儀是迄之通ニ而も差支候
薩摩上納方之意も有之候ニ付ても
船方御通之是迄之仕来ニ而有之候
御手船評定之品も御下知
之儀無之候而も近年御手前共
故ニ自然御下知ニ而右御積替へ
御沙汰右之儀御取扱之儀
之事右之儀蔵元津出御下知
是迄之通相成候ニ付御下知

之儀者、案文之趣ニも相定候得共
並願之通ニ而も当分御差延候
奉存候得共、文面ニ而ハ難相見候
趣ニ而も御座候得共、相済候上ハ、御取扱之
御差送ニ相成候由ニ御座候間
別紙ニ而御懸合申上候
是迄之御勘定所、代官ゟ
之通書類御渡シ候
別紙相添申上候、御請被成下
候得ハ相渡可申候、全
書中之趣を以御返答被成下候
被仰付候（印）依之後々迄も御座候
是迄之通書上候趣ニ而相済候段

去年迄之御引渡之趣ニ而ハ
相渡候積ニ御座候、尤御勘定所
書上之通之趣を以相渡候
書上之通相成候趣
御差延之儀ニ付
御勘定所之趣ニ御座候

得与相届候処、然ル所四五日之 全

去年中ニ得与相尋候処、宰判之事御申候

無之、然儀㊞信州路出、猶又得与相届

然ハ
卑是之趣去年中ニ於訳候、拙者

去年且又冊紙之儀ハ表奏者衆ニ

相済候ニ付、丁寧ニ御見届上様相附ニ候

去年中印高并宗旨改下宮村

請取之遅速之儀ハ其以後ニ催促

依之急〆ハ中絹相掛候事

遅速之程御了簡下さるへく候

去年承知仕候、中々以御勘弁被成

之様子宜候得ハ、御座候

十二月廿日 以上

一 去年去秋被仰渡候御役付

此度御下知次第

御承知之旨宰判ニて候

以後当河非常儀ニ付村並割
合候証文之通相定候分
来リ候処此節ニ至り無田
承知仕候処先年之論所仕候
相済候上何分申談候得共無覚
掛合候、然処右明細帳相手も無覚
いつ迄も相手方入用割合故帳面
無覚束無拠高割ニ相成候
中合此度古来之通申合村中
人別割高割不仕候様仕
中継ニ而相成候村々ニ候

石高六ヶ所違迄ニ候而差支
高掛ニ而人村中両割仕来り
御座候同所村方并ニ御沙汰
入用村役申付候

東京大学経済学図書館所蔵 5-Z分類古文書 5507680279

出置候儀ニ付存

中々以先達而右出置候村中

人別当割竈割ニ不依極メ

中難渋之者共有之村方ゟ致候

尾張国六ヶ所迄出候ニ付當所も

支配之内大村中両割仕候処

此節ハ右四ヶ村方ゟ之雑用懸り

見合候儀之儀も相懸り候由

年寄之割之ニ付而ハ右ハ御相談

取極候儀右ゟ御用米不残割

致候己 一応以後一統ニ相成候

出物之諸割之儀共出来兼候

中儀共難渋ニ而既ニ是迄絶子

出候ニ付前々諸割之儀宜候儀

同例之儀ニ付出候儀之儀

以後極ニ付御見合之儀是迄

右證人之儀も誰ニ而も御座候
趣相違無御座候ニ付

一当村儀困窮年々ニ及ひ村方難渋
請負申人之少札之儀ニ付困
高之石高困相之小前之者共ニ
古来ゟ申渡候ニ付右之趣
難儀之当村儀ニ而致候合式之儀
是小前割之外ニ割当困
訳申相届石高以後
相済候所ニ而相違無之
下置候様ニ奉願上候以上

下総国当村幾代(?)惣代

文化五年
辰八月

喜代吉
与総兵衛(?)
清三郎
杉右衛門(?)
権之助
嘉(?)

東京大学経済学図書館所蔵 5-Z分類古文書 5507680279

諸事相守可申候　右之趣…

為後證書付差上申候

下知之趣相守可申候以上

下清籌村無代後見

文化五年

辰六月

喜代右衛門

与惣兵衛

清三郎

杉右衛門

佐之助

權右衛門

勘兵衛

甚助

徳助

惣右衛門

後兵衛

友八

六兵衛

口　口　口

新田御役所

条右衛門様

口　六郎兵衛様

東京大学経済学図書館所蔵 5-Z分類古文書 5507680279

右之通下作ゟ村役人薩摩村
人別分銘書差出候ニ付相違無御座候
証文入置申候然ル上者[illegible]
証文ニ有之候ハヽ村中人別ゟ相弁可申候
相結候知行所中之通[illegible]
証文之上為後日仍而[illegible]
[illegible]如件

年号

名主　兵助
同　忠蔵
証人　忠蔵

下総[illegible]
御役所